

公表監第7号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第7項の規定による財政援助団体監査、出資団体監査及び指定管理者監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

令和3年11月22日

西宮市監査委員	石原俊彦
西宮市監査委員	佐竹令次
西宮市監査委員	板戸史朗
西宮市監査委員	大川原成彦

付記

報告監第7号 令和3年度第2回 監査結果報告書

定期監査	土木局
財政援助団体監査	西宮コミュニティ協会
出資団体監査	公益財団法人西宮市国際交流協会
指定管理者監査	日本管財・文化律灘・HA2B共同事業体

西宮市長 石井登志郎 様  
西宮市議会議長 草加 智清 様

本報告書は、西宮市監査基準に準拠して行った、令和3年度第2回目の監査の結果に関する報告です。地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査（財務監査及び行政監査）並びに同条第7項の規定に基づく財政援助団体監査、出資団体監査及び指定管理者監査を実施した部局等についての結果に関する報告を、同条第12項の規定に基づき、合議により次のとおり決定しましたので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、意見を添えてこれを市長及び議会に提出します。

なお、本監査における個別指摘事項について措置を講じられたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員宛に報告していただく必要があります。

令和3年11月19日

西宮市監査委員 石原 俊彦  
西宮市監査委員 佐竹 令次  
西宮市監査委員 板戸 史朗  
西宮市監査委員 大川原成彦

# 目 次

## 財政援助団体監査結果報告（西宮コミュニティ協会）

第1 監査の対象	10
第2 監査の期間及び方法等	10
第3 監査の結果	10
1 協会の概要	10
2 補助金の概要	11
3 事務処理等の状況	13
第4 要改善事項	13
1 補助事業の実績報告に係るもの	13
第5 監査委員の意見	14
1 地域情報誌「宮っ子」の発行	14

## 凡 例

- 各表中の符号は、次のとおりである。  
「0」「0.0」は、0又は単位未満のもの。  
「△」は、減少・低下。  
「-」は、算出不能・不要。
- 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切り捨てている。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中の元号表記については「令和」を省略し、表中については、全ての元号を省略している。

# 財政援助団体監査結果報告

## (西宮コミュニティ協会)

### 第1 監査の対象

西宮コミュニティ協会（以下「協会」という。）が、西宮コミュニティ協会補助金交付要綱に基づいて交付を受けた次の補助金に係る出納その他の事務のうち、主として令和2年4月1日から3年3月31日までの期間に執行された事務を対象に監査を実施した。

監査の実施に際しては、事務の執行状況について、入手可能な直近の数値を用いるよう努めた。

西宮コミュニティ協会補助金	27,739,195円
---------------	-------------

### 第2 監査の期間及び方法等

令和3年8月16日から監査事務局職員による監査を開始し、同年10月15日に監査委員によるヒアリングを行い、その後、結果報告の審議を行った。

監査の実施にあたっては、対象事務について、合法性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から実施した。

### 第3 監査の結果

#### 1 協会の概要

##### (1) 設立の経過

協会は、都市において失われつつある住民同士の連帯と協調の精神を育むとともに、相互理解を通じて、より豊かな人間性あふれる新しい地域社会の創造に寄与することを目的として、昭和54年8月2日に設立された。

協会は、同年10月にわがまち誌（コミュニティ西宮）を創刊し、同年11月、わがまち誌の名称を「宮っ子」に決定した。「宮っ子」の発行地域数は、当初は15地域であったが、徐々に増加し、平成30年度から26地域で発行されている。

## （2）組織の概要

協会は、協会の目的に賛同する西宮市内のおおむね小学校区地域の住民で構成された団体又はその連合体を会員として構成されており、3年8月11日現在は、代議員98人（うち理事38人）、広報専門部会員46人、事業専門部会員55人を置いている。

協会事務所は西宮市六湛寺町10番3号 市民局コミュニティ推進部市民協働推進課内に置かれ、協会雇用の臨時職員1人が配置されている。また、市民協働推進課の職員4人が協会の支援その他コミュニティの推進に関する業務を担っている。

## （3）事業内容

協会が実施する事業は、地域コミュニティ活動の振興、地域組織の連携強化、コミュニティ意識の創造、地域リーダーの育成・研修などの事業である。

2年度における主な事業は、地域情報誌「宮っ子」の発行、音声テープ「声の宮っ子」の発行及び視覚障害者への貸し出し、「第26回コミュニティ協会賞」の表彰、各種助成事業等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、コミュニティ推進大会、宮っ子ウォーキング、研究・研修活動は中止した。

## 2 補助金の概要

### （1）補助の目的

住民による「豊かな人間性あふれる地域社会の創造」を目指し、全市的組織として設立された協会の活動に要する経費に対し補助することにより、協会の健全な発展と活動を促進するとともに、地域コミュニティ活動を支援することを目的としている。

## (2) 補助の対象

補助の対象は、協会の主体事業である地域情報誌「宮っ子」の発行に要する経費で、印刷費と編集委託料、レイアウト委託料としている。

「宮っ子」は、奇数月に年6回発行され、毎回約18万7千部が市内の各世帯に配布されている。全市共通のページ（全市版）の中に、全市を26の地域に分け、地域に密着した話題を掲載するページ（地域版）が挟み込まれている。企画から取材、編集、配布までを市民ボランティアが担い、地域コミュニティを活性化する活動として行われている。

## (3) 補助金の算定

補助対象経費の合計額に対して、市は予算の範囲内で補助金の額を決定し、交付している。

補助金の交付時期については、概算払で6月と10月に交付している。

## (4) 補助金の支出状況等

過去5か年における補助金の支出状況は、次のとおりである。

(単位：円)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
補助金交付決定額	52,000,000	52,000,000	52,400,000	52,400,000	28,104,000
補助対象経費	55,263,265	55,246,955	54,119,626	54,392,526	27,739,195
補助金確定額	52,000,000	52,000,000	52,400,000	52,400,000	27,739,195
補助金返還額	0	0	0	0	364,805

過去5か年における「宮っ子」の年間発行部数は、次のとおりである。

(単位：部)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
年間発行部数	1,122,020	1,121,720	1,123,550	1,119,055	554,205

2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により3回休刊し、年3回の発

行となっている。

### 3 事務処理等の状況

補助金の交付について関係書類を調査したところ、次のような事案が発見された。

#### (1) 協会

西宮コミュニティ協会財務規程では、理事長は、毎会計年度終了後、遅滞なく決算を調製し、代議員会の認定を受けなければならないとしている。にもかかわらず協会は、代議員会により決算が認定される前に、市に対して補助事業の実績報告を行っていた。

#### (2) 所管課

所管課は、代議員会により決算が認定される前に提出された実績報告書について審査を行い、補助金の額を確定していた。

## 第4 要改善事項

主に補助金に係る出納その他の事務を中心に監査を実施したが、重大な事務処理上の誤りは発見されなかった。しかしながら、基本的な事務処理で関連規定の確認不足によるものと思われる誤りが発見された。

以下の内容については、早急に措置を講じるよう求める。

### 1 補助事業の実績報告に係るもの

#### (1) 協会

補助事業の実績報告書を、代議員会により決算が認定される前に市に提出していた。協会は、代議員会が決算を認定した後に実績報告を行うべきである。

#### (2) 所管課

所管課は、代議員会により決算が認定されたことを確認した上で、補助事業の内容を審査し、補助金の額を確定すべきである。

## 第5 監査委員の意見

### 1 地域情報誌「宮っ子」の発行

地域情報誌「宮っ子」の発行は、地域情報を提供することにより地域への愛着形成や地域をつなぐ活動である。また、市民ボランティアの手により40年以上継続されており、広く市民に親しまれている。

しかし、市民ボランティアも高齢化している中、「宮っ子」発行に携わる市民ボランティアの負担軽減や新たな人材の確保などが課題となっており、今後も持続可能な事業となるよう所管課と共に検討を進められたい。